岸和田市立新福祉総合センター 基本計画

平成26年3月

岸和田市

1	基	基本計画策定にあたって	
	(1)	これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)	計画策定の目的と整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)	各種計画における位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(4)	整備にあたっての諸条件の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	整. 整.	整備の基本的な考え方	
	(1)	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(2)	機能(役割)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3	防	・事業内容	
	■福	社を推進するための「キーワード」と6つの施設の役割、基本的機能の関係	20
	(1)	高齢者福祉の拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2)	障害者福祉の拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(3)	障害児発達支援の拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(4)	地域福祉推進の拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	(5)	市民活動推進の拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(6)	防災の拠点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(7)	社会福祉協議会の果たす役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
4	- 旅	函設・設備等の検討	
	(1)	施設整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	(2)	事業実施に必要な施設・設備等 ・・・・・・・・・・・・・・	33
	(3)	施設の配置・施設内の配置イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(4)	構造方式の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
5	; <u> </u>	き後の予定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
資	料網	5 H	
	1	福祉総合センターに対する市民要望等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	2	設備に関する大阪府福祉のまちづくり条例等資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	3	計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61

1 基本計画策定にあたって

(1) これまでの経緯

福祉総合センターは、市民福祉の拠点として昭和48年10月に、府立和泉高等学校跡地に建設されました。敷地内には他に、分館、別館、植物園、駐車場があり、市街地の中にあって、潤いを与える場ともなっています。

しかし、福祉総合センター本館をはじめ各施設については、年々老朽化が進む中で、整備の必要性が生じてきました。一方で、財政状況等を考慮した敷地活用の必要性が求められ、福祉総合センターを敷地内で単独で整備するだけでなく、拠点再生を図るための手法として、周辺地区を含めて一体的に整備する「市街地再開発事業」の事業化を目指し、平成2年度から平成14年度まで種々の調査・検討を行いました。しかし、本格着手には至りませんでした。

平成15年度からは、あるべき都市機能について、公共・公益施設の更新、再配置といった全庁的な視点から検討を再開しましたが、市の厳しい財政状況等から、より具体的な研究・検討に進展しませんでした。

平成17年度から平成18年度にかけて、市の厳しい財政状況を考慮し、新たな一般財源をできる限り投入しない方法で福祉総合センター敷地の利活用が可能かどうかを改めて検討し、事業企画提案方式(プロポーザル方式)による取組みを進めましたが、予想以上の経済状況の悪化により、事業の実現に至りませんでした。

平成22年度には、各施設の顕著な老朽化を勘案し、早期の事業実現に向けた事業区域の想定と評価、事業計画区域への導入施設の検討、民間事業者参画条件の調査等を通じ、今後の事業化の際の事業計画区域設定及び事業計画区域の土地利用方針検討のための基礎資料とすることを目的に、「福祉総合センター等敷地活用に向けた予備調査業務」を実施しました。

この調査結果から、福祉総合センターの建替えと敷地の活用を一体的に行うことは難 しいことが分かり、整備と敷地活用は切り離して考える方針に転換しました。

なお、現在、岸和田市では公共施設を数多く整備していますが、これらの多くが次々と耐用年数を迎え、建替え時期が到来している事情もあり、今後の維持管理の方法、考え方が重要となることから、平成25年4月に「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」を示しました。その基本的な考え方は、「ファシリティマネジメント*」の観点から、施設の機能、利用状況、老朽化などに基づく今後の維持管理コストを分析し、財政状況を考慮しながら縮減していくこととしています。また、維持管理コストの縮減にあたっては、機能集約など複合化や時代の変化に即した役割、多様化したニーズへの対応など、施設の存在意義の見直しも必要としています。

「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」

公共施設は市民の皆さんにとって最も身近な施設であり、基本的には、行政サービスを提供するための施設です。しかし、今後、市が保有する公共施設の大部分が耐用年数を迎える中で、施設の保有総量の適正化を図りつつ、施設が有効利用できるような方策を立てなければなりません。

そこで、施設を設置する必要性から考えると、施設ありきではなく**施設の機能を重視し、機能は維持しつつ施設は統廃合するという考え方**を基本とし、必ずしも施設が無くても提供できるサービスもあり、機能集約での統廃合を行うことで、施設を設置しないことによるコストを削減できます。それにより生み出された財源を、たとえばサービス内容の充実に振り当てることも考えられ、限られた財源・資源の中で、施設の有効利活用や利便性の向上につながります。

具体的には、人口推計、市民ニーズの意向を反映させ、ファシリティマネジメント(※)の視点で、公共施設の保有総量を圧縮させる方向で考え、人口推計に表れる市民ニーズの動向を把握し、それに応じた施設更新の優先順位付けを行い、効果的に圧縮を推進していきます。また、類似の機能を有する施設については、稼働率等を検証しつつ多機能化・複合化を視野に、既存の施設との兼ね合いも考えます。

すべての施設で耐震化、長寿命化による維持管理を考えるのは大切ですが、そこには 財源の制約があるので、かかる経費の確保と効果的な執行が重要になります。そして、 将来に向けての負担をできるだけ小さくし、限られた財源の中で効果的な施設整備を実 現させることを基本方針とします。

※ファシリティマネジメントとは

施設や土地等を経営資産とし、経営的な視点から設備投資や管理運営を行い、総合的な視点からコストと便益の最適化を図り、適正に管理することです。

(2) 計画策定の目的と整備の方針

福祉総合センターは、築40年が経過し老朽化が著しく、雨漏りし、天井や壁に亀裂が 生じていて、利用者の活動の安全性や快適性の確保の点、また、地域の避難所としての 機能の点からも、早期に整備する必要があるため本計画を策定します。

なお、整備にあたっては、前述の「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」を 踏まえるとともに、次の方針を前提とします。

- ① 急速な高齢化の進行を見通し、現施設本館の老人福祉センターとしての機能と、地域福祉推進のための拠点としての機能の充実を図ります。
- ② 現施設分館に設置している知的障害児通園施設「パピースクール」と、岸野町に設置している肢体不自由児施設「いながわ療育園」については、総合的な療育の必要性や施設の機能強化が課題となっていることから、両方の施設を集約して障害児の総合通園施設として整備し、福祉総合センターに統合します。
- ③ 加守町に立地している勤労者・障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)については、機能回復・機能維持、健康管理、交流・集会といった類似の機能を持つ福祉総合センターと統合し、体育館施設機能を福祉総合センターに整備することにより、高齢者や障害者の多面的な利用の充実を図ります。
- ④ 整備場所は、現福祉総合センターの敷地の一部を活用します。
- ⑤ 工事期間中、現在の施設機能をできるだけ低下させないよう、現在の施設の一部を 利用可能とします。
- ⑥ 敷地の一部が市庁舎移転の有力候補地にもなっていることを考慮し、整合性を図り ながら進めます。

■岸和田市立福祉総合センター条例(抜粋)

(設置)

第1条 本市は、市民福祉の向上を図るための施設として、福祉総合センターを設置する。

(施設)

- 第3条 福祉総合センターには、次の施設を置く。
 - (1) 福祉センター
 - (2) 福祉の庭園
 - (3) 駐車場

(施設の事業)

- 第4条 福祉センターは、市内に居住する老人、身体障害者、知的障害者及び市民福祉の向上のため必要と認めるものを対象として、次の事業を行うものとする。
 - (1) 指導訓練に関すること。
 - (2) 教養講座、講習会等の開催に関すること。
 - (3) 福祉に関する各種団体の活動の場の提供に関すること。
- 2 福祉の庭園は、市民の憩いの場とする。

■岸和田市立いながわ療育園条例(抜粋)

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターとして、岸和田市岸野町1番27号に岸和田市立いながわ療育園(以下「療育園」という。)を設置する。

(事業)

- 第3条 療育園は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」 という。)に関する事業
 - (2) 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童(以下「児童」という。) について 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所として行う 事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、児童の療育に関し必要と認められる事業 追加[平成18年条例41号]、一部改正[平成24年条例13号]

■岸和田市立パピースクール要綱(抜粋)

(目的)

第1条 岸和田市に居住する就学前の知的障害乳幼児等に、集団での遊びや生活の楽しさ を経験させ、人として豊かに成長し、発達していくことを保障することを目的とする。 (保育の内容)

第9条 園は、次の保育を行う。

- (1) 児童の発達段階、興味及び特性に応じた遊びを通しての保育
- (2) 児童の基本的な生活習慣の確立
- (3) 児童の健康な体力づくり

※パピースクールは、知的障害児の通園療育施設として、昭和52年6月に開設。 ※定員は25名。原則、満1歳から満5歳までの乳幼児が対象。(要綱規定上)

■岸和田市立勤労者・障害者教養文化体育施設条例(抜粋)

(設置)

第1条 勤労者及び障害者の教養、文化及び体育の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として、岸和田市加守町四丁目6番18号に、岸和田市立勤労者・障害者教養文化体育施設(以下「サン・アビリティーズ」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 サン・アビリティーズは、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 勤労者及び障害者の教養、文化及び体育の向上に関すること。
 - (2) 勤労者及び障害者の機能回復及び健康の増進に関すること。
 - (3) 地域の住民との交流及びコミュニティづくりに関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事業

(3) 各種計画における位置づけ

「第4次岸和田市総合計画」をはじめ、各種計画において福祉総合センターや関連事業について記載していますが、その内容を役割や機能・事業面で整理すると以下のようになっています。

■各種計画における福祉総合センターや関連事業の位置づけ

都市中核ゾーンとしての位置づけ

- 福祉総合センターが立地する南海岸和田駅周辺を、都市中枢ゾーンとして位置づけ
- ●中心市街地の一角として、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、地域福祉を考慮 した快適なまちなか居住の環境づくりにも配慮する

以上、「第4次岸和田市総合計画」(平成23年3月)

権利擁護センター機能の充実

- ●権利擁護センターの機能の充実として、生活課題を抱える人を対象とした居場所づくりをあげ、認知症、知的障害や精神障害のある人などの判断能力が不十分な方、また、介護保険サービスや自立支援給付等の制度利用につながらない方、社会的ひきこもり等の生活課題を抱える方を対象とした、居場所づくりや生活への見守り・助言やグループ活動を実施し、生活の改善を図る
- ●居場所づくりの取り組みとして、生活習慣が改善し維持できるよう利用される方の相談支援、生活指導、集団活動、社会訓練等を実施し、居場所運営は、当事者やその家族、ボランティア、地域住民、他の福祉専門職等と協働して行い、新たな福祉課題へ対応する事業として、また、地域機関、地域住民との新たなつながりを創造する事業として実施

以上、「第3次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」(平成24年3月)

障害のある児童の療育の充実

- ●いながわ療育園、パピースクールにおける療育の充実・・・福祉総合センターの建替えに併せて、いながわ療育園とパピースクールの統合のみならず、人的配置や医療面などを考慮しながら、本市の障害児療育システムを検討
- (仮)総合通園センター構想の策定・・・福祉総合センターの建替えに併せて、系統的な発達相談や障害のある児童が就学後も継続的な訓練ができる総合通園センターの実現とパピースクールの認可をめざす
- ●相談体制の充実

以上、「次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年3月)

- ●いながわ療育園、パピースクールにおける療育の充実・・・いながわ療育園、パピースクール等において、専門性を生かした個々の子どもに対する訓練や指導の推進、専門的な機能を有する療育センターの必要性が増えていることから、設置について大阪府へ要望していく
- (仮)総合通園センターの検討・・・福祉総合センターの建替えに併せて、いながわ療育園とパピースクールとの統合、系統的な発達相談や障害のある児童が就学後も継続的な訓練ができる総合通園センターの実現、パピースクールの認可をめざす

以上、「第3次障害者計画・第3期障害福祉計画」(平成24年3月)

ボランティアセンターの活動の充実

● 福祉総合センター内の社会福祉協議会にボランティアセンターを設置していますが、今後、ボランティアセンターを中心として、様々なボランティア団体の実情把握をするとともに、情報交換を行い、市民と行政がともに「住みよいまちづくり」を進めることができるよう環境づくりを支援

以上、「高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」(平成24年3月)

●ボランティアセンターの体制の充実、ボランティアに関するタイムリーな情報の収集や発信、障害のある人のニーズに対応できるよう、ボランティア講座の内容の充実、専門的な技術を持つボランティアの養成、勤労者等が参加しやすいよう、曜日や時間、場所などの工夫以上、「第3次障害者計画・第3期障害福祉計画」(平成24年3月)

また、岸和田市では、平成23年7月に「岸和田市市有建築物耐震化実施計画」を策定しましたが、その中で、「老朽化や機能面等から耐震化が難しい建築物については、別途、建替え等により効果的に耐震化を推進する」とし、優先的に耐震化すべき耐震化検討施設の中に、福祉総合センター及び福祉総合センター分館があがっています。

(4) 整備にあたっての諸条件の整理

① 現福祉総合センターの敷地の概況

現福祉総合センターの敷地の所在地や規模、法制度等の条件は以下のとおりです。 なお、整備に際して、現施設をできるだけ利用継続していくためには、工事車両の 出入り口の確保など、課題がいくつかあります。

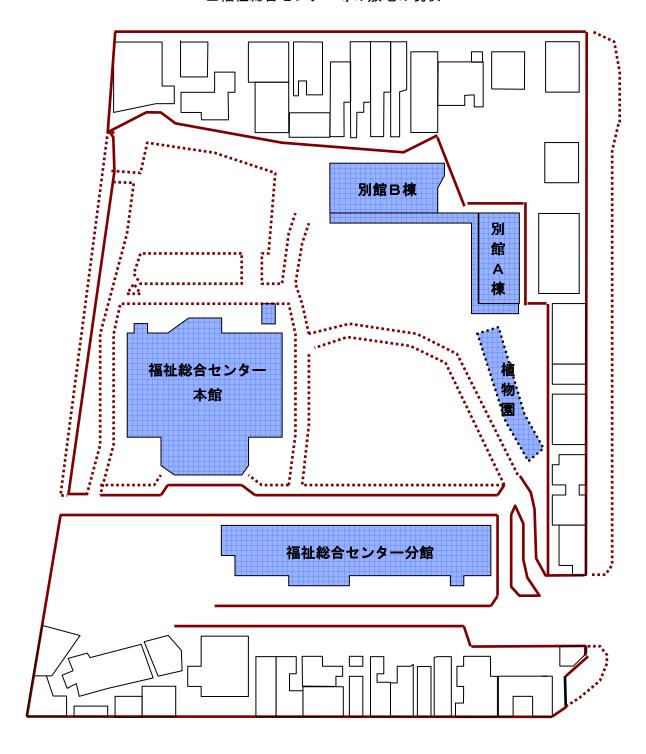
■福祉総合センター等敷地の概況

項目	内 容							
所在地	岸和田市野田町一丁目5番5号(現福祉総合センター)							
敷地面積※	約16,800㎡							
区域区分	市街化区域							
用途地域等	近隣商業地域•準防	火地域						
建ぺい率	80%							
容積率	300%							
	絶対高さ	なし						
	外壁後退距離	外壁後退距離 なし						
高さ制限	道路傾斜	道路傾斜 適応距離:20m 勾配:1.5						
	隣地斜線 立上がり:31m 勾配:2.5							
	北側斜線	北側斜線 なし						
日影規制	なし ※岸和田市環境保全条例により、日照の規制あり							
	対 象 建 物:H12.5mを超えるもの							
	日照測定面:H4.Or	n						
	規制時間:8時~	16時						
日照規制	※隣地の同意を得た	場合は、日照規制の緩和	和が可能					
	敷地境界からの距離	推 5m <l≦10m< td=""><td>10m<l< td=""></l<></td></l≦10m<>	10m <l< td=""></l<>					
	日照時間	3時間	4時間					
	北東側:市道岸和田	駅東停車場線 幅員20)m (車道13m 歩道3.5×2)					
接道状況	南西側:市道岸和田	泉光寺線 幅員8.6	6m(車道6.6m 歩道2m)					
		※ -	-部5.5m部分あり					
その他	都市計画施設:市道	岸和田駅東停車場線は	事業実施済み					
ر ۱۳۵	:市道	忠岡野田線18m(実施	未確定)敷地南側道路					

資料:「福祉総合センター等敷地活用に向けた予備調査業務報告書」(平成23年3月)

注)敷地面積は、上記報告書による記載で、住宅地図データ上で、敷地範囲(市道岸和田泉光寺線歩道部分を除く)をCADにて計測した面積

■福祉総合センター等の敷地の現状





② 現施設の規模

■本館

室 名	規模(m ^²)
1 F	
大会議室	310.00
	258.50
社会福祉協議会	約150.00
ホール	約130.00
ロビー	76.60
倉庫	16.50
WC2か所、EV、光庭	
階段2か所	
小計	941.60
2 F	
ボランティアセンター	93.60
(録音室、録音図書室)	95.00
会議室	92.00
娯楽室(囲碁)	72.00
特殊浴場	約57.00
医務室	30.00
録音室	10.80
障害児一時預かり室	16.90
陶芸室	67.90
ヘルストロン室	73.30
ロビー	98
WC1か所、EV、光庭	
階段2か所	
小計	611.50
3 F	
居場所づくり事業室	47.00
趣味の室(和室)	43.00
教室	45.00
健康管理室	24.00
福祉団体室	47.00
会議室	45.00
小会議室	33.00
点字図書室	24.00
控室	5.00
ロビー	102.20
WC1か所、EV、光庭	
階段2か所	4.500
<u>小</u> 計	415.20
合 計	1,968.30

■分館

室 名	規模(㎡)
1 F	
パピースクール事務室	55.80
 発達相談室	27.90
 会議室	27.90
 保育室	66.96
保育室	65.16
保育室	57.66
休憩室	25.00
WC2か所	31.64
洗面所	7.20
倉庫	12.60
廊下(入口廊下含む)	131.07
園庭	
小 計	508.89
作業場	151.77
調理室	158.10
事務室	9.62
廊下	約30
階段2か所	
小 計	858.38
2 F	
科学技術教育センター 	552.50
WC	24.44
廊下	166.47
階段2か所	
小計	743.41
3 F	457.40
科学技術教育センター	157.12
会議室 	114.52
諸芸室	83.70
養護教育研究室	83.70
<u>和室</u>	113.46
WC 商下	24.44
廊下	166.47
階段2か所 小 計	7/2/1
	743.41
合 計	2,345.20

■別館A棟

室 名	規模(㎡)
1 F	
事務室	74.52
福祉機器•介護用品展示場	約149
外廊下	
小 計	223.52
2 F	
災害時応急救助物資備蓄室	64.80
事務室	32.40
相談室(32.40×3)	97.20
小 計	194.40
合 計	417.92

■別館B棟

室 名	規模(㎡)
1 F	
パピー父母会待機室	33.40
バンパー室	42.57
自助具製作場	19.44
倉庫	78.66
WC	18.90
廊下	19.44
外廊下	
小計	212.41
2 F	
事務室	64.80
教室A	64.80
教室	64.80
廊下	41.58
小 計	235.98
合 計	448.39

■いながわ療育園(平屋建て)

室 名	規模(m ^²)
訓練室	92.16
保育室	47.20
保育室	43.31
保育室	26.55
保育室	27.00
診察室	16.10
保護者待機室	8.75
厨房	23.40
事務室	29.82
女子更衣室	10.80
男子更衣室	
倉庫2か所	54.96
WC2か所、廊下、ホール	
玄関、その他	
合 計	462.82

■サンアビリティーズ体育館

室 名	規模(㎡)
体育館	684.57
男子更衣室	29.24
女子更衣室	28.19
多目的ホール	87.92
ホール、スロープ部分、倉	160.14
庫、器具庫、その他	
合 計(体育棟)	990.06
音楽室	44.64
研修室	87.84
第1教養文化室	36.00
第2教養文化室	36.00
電気・機械室、展示室、	368.98
ホール、廊下、事務室、	
WC2か所、その他	
合 計	573.46

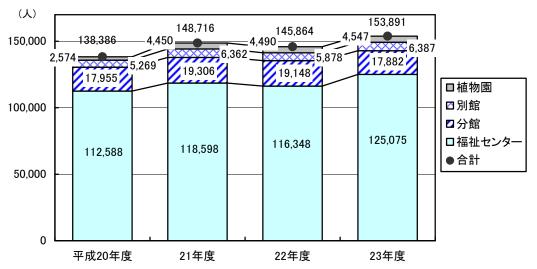
③ 現福祉総合センター等利用の概況

現福祉総合センターの運営及び管理は、平成18年度から岸和田市社会福祉協議会が 市の指定管理者となり行っています。また、毎年度「福祉総合センター運営委員会」 を開催し、前年度の事業及び利用状況の報告とともに、当該年度の事業計画及び予算 (案)について協議を行っています。

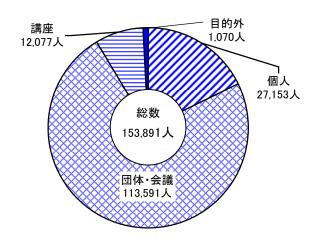
現福祉総合センターの開館時間は、9時から21時までで、休館日は水曜日と国民の祝日(祝祭日が水曜日と重なる時はその翌日も)、12月29日から1月3日までとなっています。

現福祉総合センターの平成20年度から23年度の利用状況は、以下のとおりです。 このほか、各種講座合同開講式が福祉総合センター1階の大会議室で毎年5月に開催され、およそ200人から240人の出席があります。また、老人囲碁大会が2階の娯楽室で毎年開催され、概ね70人程度の参加があります。さらに、特別講座が不定期に開催されています。

■現福祉総合センター利用者数の推移



■現福祉総合センター利用者の内訳(平成23年度)



■現福祉総合センター利用状況

【平成20年度】

1 乗 □ I	福祉センター		分 館		別館		植物園		合 計	
種別	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個人		20,592				639		2,574		23,805
団体·会議	3,168	78,366	962	17,496	171	4,630			4,301	100,492
講座	801	11,980	27	459					828	12,439
目的外	18	1,650							18	1,650
合計	3,987	112,588	989	17,955	171	5,269	_	2,574	5,147	138,386
1日平均利用者		388	6	2	1	8	(9	4	76

【平成21年度】

種別	福祉セ	ンター	分 館		別館		植物園		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個人		20,349				876		4,450		25,675
団体•会議	3,253	85,217	1,024	18,989	263	5,486			4,540	109,692
講座	757	12,252	26	317					783	12,569
目的外	9	780							9	780
合計	4,019	118,598	1,050	19,306	263	6,362		4,450	5,332	148,716
1日平均利用者		409	6	7	2	2	1	5	5	13

【平成22年度】

•										
種別	福祉も	ンター	分	館	別	館	植物	勿園	合	計
作里力リ	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個人		18,377				660		4,490		23,527
団体・会議	3,187	85,122	1,013	18,746	236	5,218			4,436	109,086
講座	776	12,149	27	402					803	12,551
目的外	10	700							10	700
合計	3,973	116,348	1,040	19,148	236	5,878		4,490	5,249	145,864
1日平均和	川用者	400	6	6	2	0	1	5	50	01

【平成23年度】

種別	福祉も	ンター	分	館	別	館	植物	加園	合	計
作里力リ	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
個人		21,893				713		4,547		27,153
団体·会議	3,259	90,497	986	17,420	234	5,674			4,479	113,591
講座	762	11,615	26	462					788	12,077
目的外	12	1,070							12	1,070
合計	4,033	125,075	1,012	17,882	234	6,387		4,547	5,279	153,891
1日平均和	川用者	428	6	1	2	2	1	6	52	27

2 整備の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市においても少子高齢化が一層進行する中で、福祉のニーズも多様化し、地域福祉の推進をはじめ、福祉の中核となる拠点機能の充実が求められています。

少子高齢化が進む中で、本市においても全国と同様に、福祉を取り巻く環境の変化と 課題がみられます。

- ●ひとり暮らしや夫婦のみ等の高齢者世帯が増加
- ●閉じこもりや認知症高齢者等が増加
- ●障害者手帳所持者が増加
- ●発達障害や高次脳機能障害のある人が増加
- ●施設や病院から地域移行・就労意向支援ニーズの高まり
- ●働き盛り世代では自殺者が増加
- ●女性を中心に DV 被害者相談が増加
- ●子育ての不安や悩みを抱える子育て世代が増加
- ●全国的に児童虐待や高齢者虐待、障害者虐待の増加に伴う虐待防止等総合的な対策の推進の必要性の高まり
- ●メタボ対策や健康寿命の延伸に向けて、健康づくりや介護予防推進の必要性の高まり
- ●障害のある人の生活習慣病予防対策ニーズの高まり
- ●大規模地震等災害に対する不安の高まり

■少子高齢化の推移 実績፟■■推計 30.3 29.1 30 29. 28.5 26.8 26.6 27.9 23.0 27.3 20.1 22.4 25.5 18.4 20 16.7 17.3 22.1 18.7 0 14.5 0 12.0 15.9 15.1 15.0 13.9 12.7 10 11.9 9.7 0 7年 平成2年 12年 17年 22年 27年 32年 37年 ──岸和田市年少人口率 ━━ 岸和田市高齢化率 ━ 大阪府高齢化率 -□-全国高齢化率

資料: 平成22年までは国勢調査(10月1日現在) 平成27・32年は、国立社会保障・人口問題研究所による推計(全国は平成24年1月、 大阪府・岸和田市は平成25年3月推計)

一方で、ボランティアやNPO等による地域での福祉活動も活発に行われ、その役割 も一層大きくなっており、活動の支援となる拠点機能の充実が求められています。 岸和田市の将来の方向性を示す「第4次岸和田市総合計画」では、まちづくりの基本理念として「『市民自治都市』の実現〜常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会〜」を掲げ、目指すまちの姿として「元気あふれる躍動都市 岸和田」としています。福祉関連の柱としては、「みんなが心豊かで、ゆとりを持って生活ができるまち」「みんなが交流し、きずなのある生活ができるまち」としています。

第3次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画の基本理念とテーマ

- 1)人権の尊重
- 2自治型地域福祉の創造
- ひとりを大切に
- 3ともに生きる社会の実現

孤立をなくすつながりづくり

第3次岸和田市障害者計画の基本理念とめざすべき社会

①共生社会の理念 ②自立支援の理念 だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会

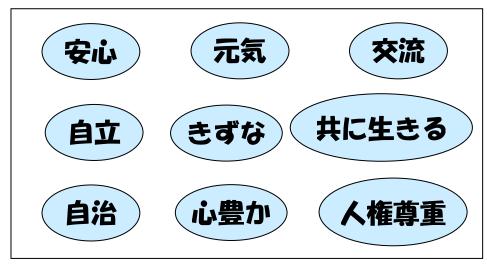
岸和田市次世代育成支援行動計画(後期計画)の理念

地域で子どもの顔がみえるまち

岸和田市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の基本理念

- (1)いつまでも安心して暮らし続けられる生活環境づくり
- ②介護予防と自立支援の推進
- 3地域自立文化の創造
- 4多様な地域福祉サービスの実現
- (5)サービス供給体制の総合化の追求

また、福祉関連計画の基本理念は上記のようになっていますが、福祉の向上を図るため、「自立」「きずな」「共に生きる」といった共通のキーワードが浮かび上がります。





■「新福祉総合センター」の基本理念

「ふれあいとつながりで 市民だれもが いきいきと安心して暮らせるように 福祉の向上を図るための拠点施設」

- 〇市民だれもが、地域で自立して暮らせるように、相談や福祉に関する情報提供の拠点として「**安心**」を支える施設。
- ○市民だれもが相互にふれあい、スポーツや趣味・学習活動を通し、 いきがいづくりや仲間づくりの「**交流」**を応援する施設。
- 〇障害のある児童が、将来に向けて「**自立**」した生活を送ることができるように、相談・指導や訓練、学びなど発達を支援する施設。
- ○市民が主体となり、協働と連携による地域福祉活動を推進することができるように、**「きずな」**を深めることができる施設。
- ○「**人権を尊重」**し、誰にも使いやすいユニバーサルデザインに基づ く施設。
- 〇災害発生時、高齢者や障害のある方も安心して避難することができ る福祉避難所の機能も有した「**防災」**の拠点になる施設。

(2) 機能(役割)

① 施設の位置づけ

本施設は、基本的には老人福祉法の第5条の3に定める「老人福祉施設」の中に位置づけられる老人福祉センターを核とするもので、第15条の5では、国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより老人福祉センターを設置することができるとあります。

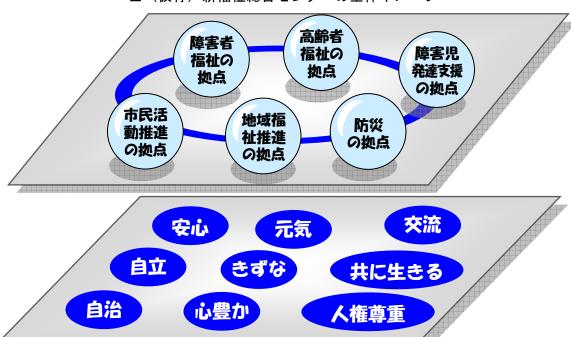
また、老人福祉法第20条の7では、「老人福祉センターは、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする」としています。

さらに、本市では条例により福祉センターとして、高齢者、障害者及び市民福祉の 向上のため必要と認めるものを対象とする事業を行うとしています。

したがって、核となる拠点施設の一つは、高齢者及び障害者のための福祉センターです。

また、核となる拠点施設のもう一つは、「障害のある児童の総合通園施設」で、この機能(役割)は障害者総合支援法に基づく障害児の発達支援です。これに市民が主体となって福祉を担い、支える活動のための拠点として、市民活動推進の拠点、地域福祉推進の拠点、そして災害時の福祉避難所や災害ボランティアセンターのための防災拠点とします。

基本理念のキーワードと理念を実現するための6つの役割を持たせた複合施設の全体イメージ図は、次のようになります。



■ (仮称) 新福祉総合センターの全体イメージ

■老人福祉センター

老人福祉法(抜粋)

第20条の7 老人福祉センターは、無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

老人福祉センターは、老人福祉施設のひとつで、上記の他、市民と高齢者の親睦の場でもあり、憩いの場にもなっています。同センターの種類は、機能及び規模に応じて、次の「A型」「特A型」「B型」のいずれかに分類されます。

A 型:地域老人福祉活動の拠点となるもので、「生活相談・健康相談」「生業及び就労の 指導」「機能回復訓練の実施」「教養講座等の実施」「老人クラブに対する援助」 等を行うもの

特A型:A型に「保健・健康増進部門」を強化したもの

B型:比較的小規模で事業内容も限られ、「各種相談」「教養講座等の実施」「老人クラブに対する援助」などを行います。

なお、800㎡を超える規模の施設の場合は、特A型に分類されます。岸和田市福祉総合センターは2,000㎡を超える施設であり、特A型に分類されます。

② 福祉総合センターとして重視する機能

団体アンケート調査から、福祉総合センターとして重視する機能や望む場については、つぎのようになっています。

■福祉総合センターとして重視する機能/アンケート調査から

調査対象	1位	2位	3位	4位	5位
一般団体	交流 68.4%	学習 60.8%	連携 26.6%	情報提供 25.3%	支援 20.3%
各校区 老人クラブ 連合会	交流 78.3%	学習 65.2%	情報提供 47.8%	相談 26.1%	連携 21.7%
障害者団体	交流 64.3%	学習 50.0%	情報提供 50.0%	連携 42.9%	相談・支援 35.7%
いながわ療育園	支援	相談	学習	情報提供	交流
利用者	81.4%	69.8%	46.5%	39.5%	32.6%
パピースクール	支援	交流	学習	相談	情報提供
利用者	59.3%	48.1%	40.7%	37.0%	33.3%

■福祉総合センターとして望む場/アンケート調査から

調査対象	1位	2位	3位	4位	5位
一般団体	研修や学習 団 の場 場 65.8% 57		防災拠点・福祉 避難所としての 場 39.2%	語り合える場 38.0%	趣味活動の場 35.4%
各校区 老人クラブ 連合会	研修や学習 の場 60.9%	世代間交流 47.8%	娯楽・レクリエーション の場 43.5%	趣味活動の場 43.5%	団体活動の場 43.5%
障害者団体	研修や学習 の場 92.9%	団体活動の 場 85.7%	語り合える場 71.4%	専門的な 相談の場 57.1%	防災拠点・福祉 避難所としての 場 57.1%
いながわ療育園 利用者	指導訓練の 場 69.8%	専門的な 相談の場 67.4%	研修や学習 の場 39.5%	防災拠点・福祉 避難所としての 場 34.9%	語り合える場、 娯楽・レクリエーション の場 32.6%
パピースクール 利用者	団体活動の 場 59.3%	専門的な 相談の場 59.3%	指導訓練の場 59.3%	研修や学習 の場 55.6%	防災拠点・福祉 避難所としての 場 55.6%
>> 網掛けけ 5004 円	L				

※網掛けは50%以上

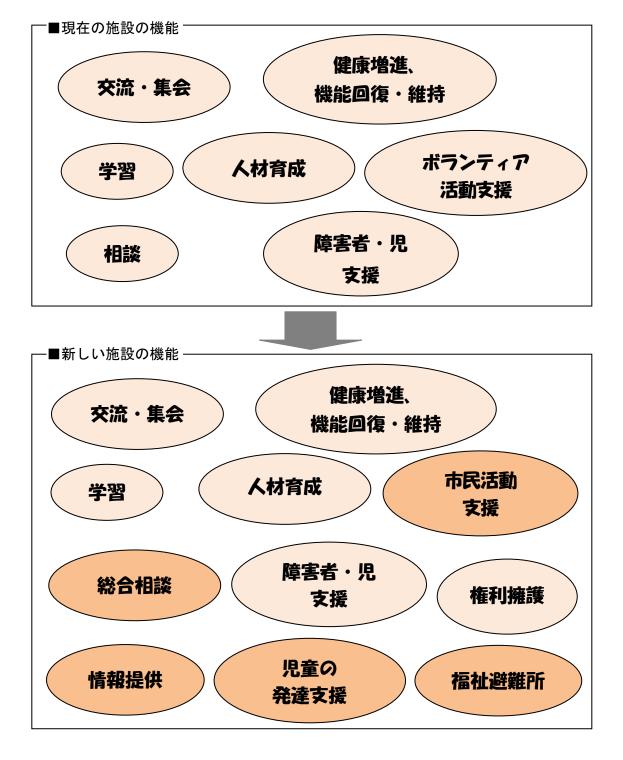
■通園施設として望む場/アンケート調査から

調査対象	1位	2位	3位
いながわ療育園	専門的な相談	発達支援の場	保護者交流の
利用者	の場 86.0%	81.4%	場 48.8%
パピースクール	発達支援の場	保護者交流の	専門的な相談
利用者	88.9%	場 88.9%	の場 85.2%

[※]網掛けは50%以上

基本理念や団体アンケート調査などから、福祉総合センターとして重視する機能は、これまでの機能に、「情報提供」や「総合的な通園療育」「権利擁護」を加えるとともに、さらに機能を充実するものとして、「相談」を「総合相談」に、「ボランティア活動支援」は福祉活動を行なうNPO等の支援も含めた「市民活動支援」に変更し、それぞれ機能の充実を図ります。

なお、「避難所」は、従来から機能を有していますが、現在、障害者等の受入れ先に もなる「福祉避難所」として位置づけるために避難行動要支援者プラン策定チームで 協議しています。



3 施設の基本的な役割・事業内容

■福祉を推進するための「キーワード」と6つの施設の役割、基本的機能の関係

【キーワード】	【施設の役割】	【施設の基本的機能】
安心	高齢者福祉の拠点	総合相談情報提供•発信
元気		健康増進 機能回復・維持
交流	障害者福祉の拠点	交流・集会(いきがいづくり、
		仲間づくり)
自立	障害児 発達支援の拠点	障害者・児支援 障害児の発達支援
きずな		
共に生きる	地域福祉推進の拠点	市民活動推進 (地域福祉推進、 NPO・ボランティ ア活動)
		人材育成
自治	市民活動推進の拠点	学習
心豊か		権利擁護
人権尊重	防災の拠点	福祉避難所 災害ボランティアセンター

(1) 高齢者福祉の拠点

高齢者福祉の拠点は、福祉センターとして「総合相談」「情報提供・発信」「健康増進、機能回復・維持」「交流・集会(いきがいづくり、仲間づくり)」「権利擁護」の基本的機能を持つ拠点とします。

① 総合相談

高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、 また、経済的にも自立して生活できるよう、生活相談をはじめ就労相談、健康相談な どを行うとともに、社会福祉協議会が実施する心配ごと相談や介護相談などを合わせ、 総合的な相談窓口を設置します。

また、高齢者だけでなく、若年性認知症など、気づきと適切な対応が早期に行われるよう、住民理解の普及啓発と相談対応を行います。

こうした総合相談の窓口として、地域包括支援センターの設置を進めます。

② 情報提供・発信

総合相談窓口は、相談とともに、必要な介護保険サービスや福祉サービス利用に関する情報提供や助言を行うとともに、相談者が求める最適な関係機関等につなげる役割を担います。介護保険サービス情報の提供や介護相談の一環として、介護用品の展示スペースを設けます。

また、高齢者福祉に関する新たな取り組みや市民活動などを広く情報発信していきます。

③ 健康增進、機能回復・維持

高齢者がスポーツやレクリエーションを通じて楽しみながら健康の増進を図れるよう、機会の提供を行います。特に、体育館を有効に活用し、屋内スポーツに親しむ機会の提供を進めます。

また、介護予防や生活習慣病の予防への関心を高めるとともに、健康の維持・増進 に取り組めるよう、関連講座を開催します。

医務室については、従来通り1週間に1回、医師による健康相談や健康運動講座、身体障害者体力維持講座生のバイタルチェックなどを行います。

④ 交流・集会(いきがいづくり、仲間づくり)

高齢者を対象に相互に交流したり、団体の活動が行える場の提供を行い、いきがい や仲間づくりを支援します。

また、家庭に閉じこもりがちな高齢者などが気軽に立ち寄り、交流を通して生きがいを持って生活できるよう支援するとともに、若年性認知症本人や家族同士の交流の機会の提供を行います。

さらに、就労相談に関連し、高齢者の就労に結び付けられるよう、就労実習(体験)の受入れの場や機会の提供とともに、新福祉総合センターや周辺の営繕業務等、就労の場の提供に努めます。

なお、趣味や教養の向上のための活動は身近な地域の公民館や市民センターなどで 行えるような活動との分担を図り、特定の団体が部屋を専有することのないよう、利 用についてルール化を図り、利用者の理解を得るよう努めます。

⑤ 権利擁護

日常生活自立支援事業や成年後見制度、啓発活動や研修会の実施については、社会福祉協議会に権利擁護センターを設置して進めていますが、新福祉総合センターに権利擁護センターを設置し、高齢者の虐待防止や虐待問題への対応など、体制の充実に努めます。

また、現在、成年後見制度に関する市民後見人の養成と活動を進めていますが、引き続き啓発活動や研修会の開催を進めます。

■高齢者福祉の拠点の基本的機能と事業内容等

施設の基本的機能	事業内容等
総合相談	高齢者相談(若年性認知症に関する相談含む)
	生活相談
	就労相談
	健康相談、スポーツ健康相談
	心配ごと相談(社協)
	介護相談(社協)
情報提供•発信	介護サービス等情報の提供
	介護用品の展示
健康增進、機能回復・維持	各種講座:健康関連講座、介護予防教室
	医務室の運営:健康相談、健康運動講座、身体障害者体力維 持講座生のバイタルチェック
	スポーツ

施設の基本的機能	事業内容等
交流・集会(いきがいづく	趣味•教養講座
り、仲間づくり)	娯楽
	各種大会
	高齢者の就労実習(体験)受入れ
	営繕業務等、就労の場の提供
権利擁護	日常生活自立支援事業(社協)
	成年後見制度、市民後見人の養成・活動支援
	高齢者虐待防止ネットワークの推進

(2) 障害者福祉の拠点

障害者福祉の拠点は、高齢者と同様に、福祉センターとして「総合相談」「情報提供・発信」「健康増進、機能回復・維持」「交流・集会(いきがいづくり、仲間づくり)」「権利擁護」の基本的機能を持つ拠点とします。

① 総合相談

障害者を取り巻く環境の変化に対応し、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、 また、経済的にも自立して生活できるよう、高齢者の総合相談窓口と連携するととも に、様々な相談機関と連携し、総合的な相談を行います。

さらに、当事者による相談対応機会の充実を進めます。

これら障害者の総合相談の窓口の設置を進めます。

② 情報提供・発信

総合相談窓口は、相談とともに、必要な介護保険サービスや障害福祉サービス利用に関する情報提供や助言を行うとともに、相談者が求める最適な関係機関等につなげる役割を担います。介護保険サービスや障害福祉サービス情報の提供や介護・介助相談の一環として、介護・介助用品の展示スペースを設けます。

また、視覚・聴覚障害者に対する情報提供の充実を図ります。

さらに、障害者福祉に関する新たな取り組みや市民活動などを広く情報発信していきます。

③ 健康增進、機能回復・維持

障害者がスポーツやレクリエーションを通じて楽しみながら健康の増進を図れるよう、機会の提供を進めます。特に、体育館を有効に活用し、屋内スポーツ、また、競技スポーツに親しむ機会の提供を進めます。

また、介護予防や生活習慣病の予防への関心を高めるとともに、健康の維持・増進 に取り組めるよう、講座を開催するとともに、参加しやすいよう支援します。

医務室については、従来通り1週間に1回、医師による健康相談や健康運動講座、身体障害者体力維持講座生のバイタルチェックなどを行います。

④ 交流・集会(いきがいづくり、仲間づくり)

障害者を対象に相互に交流したり、団体の活動が行える場の提供を行い、いきがい や仲間づくりを支援します。

また、精神障害のある人、社会的ひきこもり等の生活課題を抱える人を対象に、居

場所づくりを進めます。

さらに、就労相談に関連し、障害者の就労に結び付けられるよう、就労実習(体験)の受入れの場や機会の提供とともに、新福祉総合センターや周辺の営繕業務等、就労の場の提供に努めます。

⑤ 権利擁護

権利擁護センターにおいて、日常生活自立支援事業を行い、成年後見制度の利用促進を図り、障害者の虐待防止や虐待問題への対応など、体制の充実に努めます。

また、現在、成年後見制度に関する市民後見人の養成と活動を進めていますが、引き続き啓発活動や研修会の開催を進めます。

■障害者福祉の拠点の基本的機能と事業内容等

施設の基本的機能	事業内容等
総合相談	生活相談
	就労相談
	健康相談
	ピアカウンセリングによる相談
	介護相談(社協)
情報提供•発信	障害福祉サービス等情報の提供
	視覚・聴覚障害者に対する各種情報の提供
	点字図書・録音図書の製作、拡大写本の製作
	視覚・聴覚障害者の情報関連技術の向上に関する講座
健康增進、機能回復・維持	各種講座:健康関連講座
	医務室の運営:身体障害者体力維持講座生のバイタルチェッ
	ク
	屋内スポーツ
交流・集会(いきがいづく	趣味•教養講座
り、仲間づくり)	娯楽
	各種大会
	障害者の就労実習(体験)受入れ
	営繕業務等での就労の場の提供
権利擁護	日常生活自立支援事業(社協)
	成年後見制度、市民後見人の養成・活動支援
	障害者虐待防止ネットワークの推進

(3) 障害児発達支援の拠点

障害児発達支援の拠点は、知的障害のある児童と重度身体障害のある児童の通所支援を提供する施設として、「障害児の発達支援」「相談支援、情報提供・発信」の基本的機能を持つ拠点とします。

① 障害児の発達支援

知的障害のある児童、重度身体障害のある児童一人ひとりが、将来にわたり年齢に 応じた活動・社会参加の実現に向けて、また、発達していく力を十分に発揮できるよ う、通所の発達支援事業について、専門的なスタッフが状態に応じた個別の計画書を 作成し、知識の習得や適切な訓練・指導などを行います。

また、保護者には子どもの訓練に積極的に参加するよう、理解を深めるとともに、 家庭でも行える訓練プログラムを実践して、保護者が施設とともに子どもの成長に深 くかかわっていけるよう支援します。

さらに、保護者同士が子どものこと、介助のこと、健康のことなど様々な情報を交換したり、悩みや不安などを話し合える場として、保護者交流室を設置します。

② 相談支援、情報提供 • 発信

発達支援事業の提供を受ける子どもの保護者に対する自助具の相談や障害、発達に 関する専門的な相談に対応するとともに、悩みや不安などの相談に対応します。

また、医療機関等と連携し、最新の医学・リハビリテーション情報の収集・提供に 努めるとともに、関係課や関係機関等と連携し、障害福祉サービス、支援学校や地域 学校に関する情報提供・相談等対応の充実を図ります。

さらに、増加傾向にある発達障害のある子どもに関する相談や対応を支援するため、 児童発達支援センターの設置を進めます。

また、関係機関等と連携し、発達支援のスキルアップを図るための合同での研修会 を開催するとともに、地域での子ども・子育て家庭の見守り・支援の機運の醸成を図 ります。

障害のある児童一人ひとりに対してきめ細かな相談対応ができるよう、療育相談室の機能の整備について検討します。

■障害児発達支援の拠点の基本的機能と事業内容等

施設の基本的機能	事業内容等			
障害児の発達支援	児童発達支援センター			
	(専門的スタッフによる適切な訓練・指導)			
	保護者の関わりと支援			
	保護者同士の情報交換、交流:保護者交流室			

施設の基本的機能	事業内容等
相談支援	自助具の相談
情報提供•発信	専門的な相談(療育相談室)
	障害福祉サービス、支援学校、地域学校に関する情報提供・
	相談
	医学・リハビリテーション情報の提供
	地域への情報発信
	関係機関との連携

(4) 地域福祉推進の拠点

地域福祉推進の拠点は、「地域福祉推進」と「人材育成」の基本的機能を持つ拠点とします。

① 地域福祉推進

地域福祉推進のためには、住民を主体とした活動を支援する必要があり、町会・自 治会や地区福祉委員会などの地域型組織の活動を支援するとともに、ひとり暮らし高 齢者などの要援護者の把握、地域課題の解決に向けたネットワークの充実を図り、多 様な団体の参画を促進します。

また、地域の資源を活用した子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場の確保を 支援するとともに、子どもを犯罪から守ったり、高齢者や障害者を消費者被害から守 る等の福祉コミュニティづくりを進めます。

さらに、地域で誰もが孤立することなく、安心して暮らせるよう、地域での見守り 支援体制づくりを進めるとともに、認知症高齢者や引きこもりの人、福祉課題を抱え た人などを支えるため、関係機関や団体のネットワークづくりを進めます。

このように、身近な地域から市全体まで、重層的な地域づくり、ネットワークづくりを進めます。

② 人材育成

地域福祉推進のすそ野を広げるため、小さい時から福祉に関心を持ち、自然と支えあい、助けあうことができるよう、学校や地域団体等と連携し、小・中学校や地域での福祉教育・福祉学習を推進します。

また、地域福祉の担い手の拡充を図るため、団塊の世代や若者など、新たな担い手の発掘・育成に努めるとともに、団体同士の連携支援、ボランティアの出張相談等、ボランティア活動を支援するなど、ボランティアセンターの活動の充実も図ります。

■地域福祉推進 <i>0</i>	$)$ 拠占 σ)其太的機能	と車業内宓筌
■ カックス T田TII TH JE V	ノバン・ホス・レン	/ 44 / 11 11 17 17 17 18 18 18	C 事本門合立

施設の基本的機能	事業内容等
地域福祉推進	地域組織化の支援と活動の推進
	地域福祉活動等の情報収集と地域への発信
	福祉コミュニティづくり
	地域での見守り支援体制の推進
	関係機関・団体等のネットワーク
人材育成	福祉教育・福祉学習の推進
	ボランティアセンターの活動の充実

(5) 市民活動推進の拠点

市民活動推進の拠点は、「市民活動推進」と「人材育成」の基本的機能を持つ拠点とします。また、地域福祉活動推進の拠点と一体的に運営及び活動を支援します。

① 市民活動推進

住民の多様な福祉等ニーズに対応するため、活動分野を限定しないテーマ型の市民 活動やNPO法人の活動支援とともに、地域型活動との連携も進めます。

また、ボランティアセンター機能に加え、ボランティアやNPO、当事者団体等が 情報交換や交流を行い、協働して活動できるよう、市民活動サポートセンターの設置 を進めます。

さらに、企業が地域に社会貢献できるよう、企業や住民に対し事業者バンク登録の 周知を進めるとともに、企業の活動機会の提供も支援します。

② 人材育成

地域団体やボランティア・NPO等と連携し、住民のニーズに合った魅力的なボランティア養成講座を企画するとともに、養成講座修了生の活動の場づくりに取り組みます。

■市民活動推進の拠点の基本的機能と事業内容等

施設の基本的機能	事業内容等
市民活動推進(NPO・ボ	市民活動サポートセンターの運営
ランティア活動)	(事務、相談、交流、作業等)
	● 市民活動の情報発信
	● 資金調達等に関する情報提供
	● ボランティア活動の支援(ボランティアセンターの運営)
	● NPO活動の支援
	● NPO・ボランティア相談
	● ボランティアアドバイザー相談
	● 企業・学校など地域の様々な主体との連携の促進
人材育成	● ボランティア養成講座
	● ボランティアコーディネーター養成講座
	● NPO資金開拓セミナーの開催

(6) 防災の拠点

「避難所」は従来から機能を有していますが、防災の拠点として、「防災活動推進」「福祉避難所」「人材育成」の基本的機能を持つ拠点とします。

① 防災活動推進

大規模災害に対する不安を抱く人が増加する中で、市民一人ひとりが平常時より災害に対する意識を持ち、備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を確保するよう行動し、市及び関係機関等と連携・協力して災害対策活動が行えるよう、災害に強い人や地域をつくるための取り組みを進め、福祉総合センター内で災害時に備えた物資の備蓄を行います。

また、災害時には迅速に「災害ボランティアセンター」を設置し、円滑な運営が行えるよう、平常時から準備を行います。

② 福祉避難所

長期の避難が必要な場合などに、要援護高齢者、障害者等が生活しやすい福祉避難 所として必要な設備を整えます。

また、災害時に要援護者の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努めます。

なお、福祉避難所の運営等については、今後策定予定の福祉避難所ガイドラインを 包括した「避難行動要支援者支援プラン」に記載予定です。

③ 人材育成

ボランティア活動の中核を担う災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養 成を進めます。

また、学校教育や地域における防災教育を進めるため、災害教育ボランティアの養成も進めます。

■防災の拠点の基本的機能と事業内容等

施設の基本的機能	事業内容等
防災活動推進	災害ボランティアセンターの運営
	地域での防災・減災の取り組みの推進
	災害時要援護者の支援体制づくり
福祉避難所	災害時の福祉避難所の設置
人材育成	災害時ボランティアリーダーの養成
	防災教育ボランティアの養成

(7) 社会福祉協議会の果たす役割

社会福祉協議会は、現施設の指定管理者として管理・運営に携わってきました。

また、地域福祉推進には、市と両輪となる社会福祉協議会の取り組みが必要不可欠です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民が主体的に地域の福祉課題に取り組み、福祉社会の充実をめざす組織です。

本市では、平成24年3月に「第3次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」を策定しました。なお、地域福祉活動推進計画は、社会福祉協議会が策定した福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間活動の自主的な行動計画です。

さらに、地域住民の立場から多様な民間団体や地域住民の参加・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化するところに独自性を持った計画であり、個々の住民や福祉活動を推進している人たちの個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人づくりなどが特徴となっています。

また、ボランティアセンターの運営をはじめ、NPO等の市民活動とも連携した活動を支援するなど、調整機能も果たしています。

このようなことからも、(1)~(6)までの拠点機能に果たす役割は大きく、新福祉 総合センターにおいて、岸和田市社会福祉協議会の設置が必要です。

4 施設・設備等の検討

(1) 施設整備の考え方

施設整備にあたっては、基本理念の「人権を尊重」し、誰にも使いやすいユニバーサルデザインに基づく施設を基本とし、次の点を重視します。

① 誰もが使いやすい建物

- ●スムーズな動線
- ●わかりやすい表示
- ●人にやさしい構造・設備
- ●アクセスしやすい建物

② 施設の機能の独立性と良さを生かした建物

- ●障害のある児童の施設の独立性の確保
- ●多世代が気軽に集い、交流できるスペースの確保

③ 災害に強い、安全な建物

- ●構造上の安全性の確保
- ●非常時の避難路の確保
- ●福祉避難所としての機能
- ●防火・防災に配慮した整備

④ 地球環境にやさしい建物

- ●自然換気と自然採光の得やすい構成
- 断熱性能、気密性能の確保
- ●太陽光発電などの再生可能エネルギー導入の検討
- ●省エネルギー設備導入の検討
- ●雨水の再利用の検討
- ●周辺緑地スペースの確保や屋上緑化の検討

⑤ デザイン性と機能性のバランスがとれた建物

- ●周辺の景観との調和を図るとともに、デザイン重視に偏らない
- ●柔軟な使い方ができる施設づくり
- ●空間の組み合わせによる多様な活動の展開が可能な工夫
- ●設置後のランニングコストなどの負担の軽減につながる工夫

(2) 事業実施に必要な施設・設備等

① 施設

新福祉総合センター(老人福祉センター部分)では、一部の利用(会議利用や生涯学習的活動など)を地域の公民館やコミュニティセンター等と役割分担を図りますが、サン・アビリティーズ(文化棟)の利用振り替えと今後の高齢者数の増加を見込むと、利用者数は増加すると見込まれるため、計画定員について検討し、必要な施設を設置する必要があります。

■老人福祉センター(特A)として必要な施設

 〇所長室
 〇事務室
 〇生活相談室
 〇健康相談室
 〇診察室

 〇検査室
 〇栄養指導室
 〇保健資料室
 〇図書室
 〇大会議室

 〇会議室
 〇教養娯楽室
 〇浴場
 〇トイレ

 〇集会及び運動指導室
 〇機能回復訓練室

なお、障害児総合通園施設(児童発達支援センター)については、児童福祉法に基づく「指定障害児通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいた施設を配置する必要があります。

■児童発達支援センター設備基準に基づく必要な施設

○指導訓練室 ○遊戯室 ○医務室 ○相談室 ○調理室○便所 ○屋外遊技場 ○静養室

■医療型児童発達支援センター設備基準に基づく必要な施設

○医療法に規定する診療所 ○指導訓練室 ○屋外訓練場 ○相談室 ○調理室 ○便所

※上記の各施設(諸室)は、専ら当該施設の用に供する必要があります。

■(仮称)新福祉総合センターの基本的な機能と対応する施設

基本的な機能	施設
総合相談	地域包括支援センター など
情報提供•発信	介護用品の情報、図書・資料等が閲覧できるコーナー
健康増進、機能回復・維持	体育館、訓練室、医務室 など
交流•集会、人材育成	集会室、研修室、教養娯楽室 など
権利擁護	権利擁護センター
障害児の発達支援、 相談支援、情報提供等	障害児総合通園施設
市民活動推進	市民活動サポートセンター・ボランティアセンター など
防災拠点	災害ボランティアセンター、備蓄物資倉庫 など
地域福祉推進	社会福祉協議会
管理•運営	管理室、倉庫 など
共用スペース	ホール、廊下、階段、エレベーター、トイレ など

② 設備

設備等については、事業実施に必要なものや施設全体として必要なもの、また、福祉総合センターという特性から安全性・利便性・快適性の面で求められるものや、環境に配慮した施設として考慮すべきものがあります。

事業内容の検討と、アンケート調査及びヒアリング調査等を勘案すると、以下のような設備が必要と想定されますが、詳細は基本設計に委ねます。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき設計・整備します。

1)トイレ

トイレについては、現施設利用団体等に対するアンケート調査から、最も要望が多く出ていました。これらの要望を踏まえながら、次のような点を基本に配置します。

- 〇一般用各トイレすべてに対し、高齢者、障害者等が利用しやすいように配慮します。
- 〇各階に配置します。
- ○車いす使用者用・乳幼児連れ用・オストメイト対応用をそれぞれ配置します。
 - ※多機能トイレについては、利用者が集中し、結果として利用しづらいという 傾向があることが国土交通省調査結果からも指摘されていることから、複数 のトイレでそれぞれの機能を確保する「機能分散」を図ります。

2) 廊下

廊下については、次のような点を基本に配置します。

- ○車いす使用者同士がすれ違えるように、幅は十分な広さを確保します。
- ○重いす使用者が転回することができる部分を設けます。
- 〇手すりを設け、視覚障害の人が部屋の入口がわかるような印(切り込み等)を 付けるなど配慮します。

3) 階段

階段については、次のような点を基本に配置します。

- ○視覚障害のある人などが利用できるものとします。
- ○手すりの起点及び終点は、点字で階数等を表示します。

4) エレベーター

エレベーターについては、次のような点を基本に配置します。

- ○高齢者や障害者が安全で利用しやすい福祉仕様にします。
- 〇ストレッチャーが入るエレベーターも配置します。

5) 出入口

出入口については、次のような点を基本に配置します。

- ○高齢者等が出入りする玄関は玄関ホールを配置します。
- 〇道路から建物の入口まで、障害のある人が安全に利用できるように配慮したア プローチを設置します。
- 〇出入り口には車寄せや雨に濡れないようにひさしをかけます。
- ○障害児総合通園施設の出入口は個別に設けます。

6) 駐車場

駐車場については、次のような点を基本に配置します。

- 〇車いす使用者も含め十分なスペースを確保するとともに、雨天時に濡れないよ うに配慮した駐車場にします。
- ○駐輪場についても十分な台数を置けるよう整備します。
- 〇障害児通園施設利用者が利用しやすいように、施設に隣接して駐車場を設置します。
- ○障害児通園施設利用者の送迎用マイクロバスの駐停車用スペースを確保します。

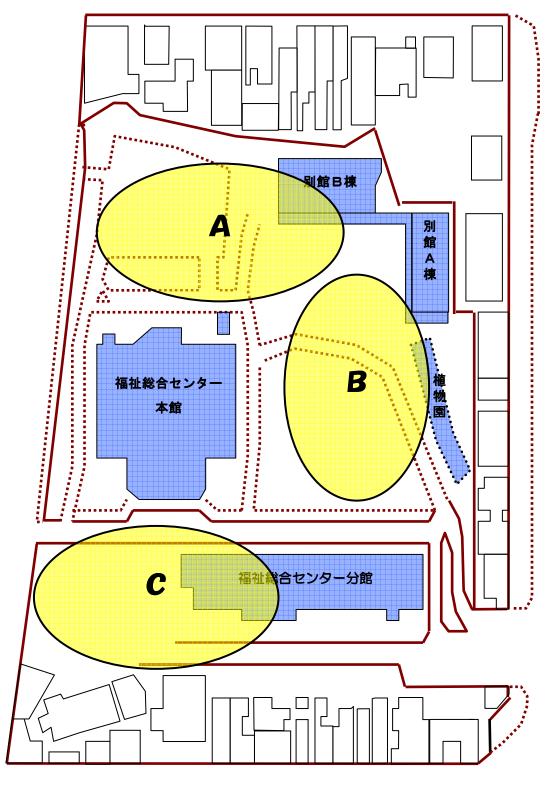
7) その他

それぞれの設備や標識、案内設備については、視覚障害のある人、聴覚障害のある人、車いす使用の人などに対応できるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」を基本に、先進事例等を参考にしながら整備していきます。

(3) 施設の配置・施設内の配置イメージ

① 敷地内における施設位置

■施設内における施設位置の候補地



■施設位置を決める際の重要ポイント

- ① 工事期間中、現在の建物の継続利用が容易か(駐車場も含む)
- ② 新施設建設後、敷地の有効活用が容易か
- ③ 工事期間中の利用者の安全確保、工事車両の動線、工事関係者の事務所、資材 置き場確保が容易か

■重要ポイント別の検証

候補地	重要ポイン	ントの解決	備者
沃州地	できる	できない	VH 与
Α	123		① 建築面積により、別館B棟の一部を解体する必要性も生じるが、同棟の利用率はさほど高くなく、他室へ利用振替え可能。公園は取り壊す必要はあるが、福祉総合センターの各事業には影響しない。ただし、工事期間中、緑地や公共的空間の確保について課題あり。 ②敷地内の端のため残地の有効活用も容易。 ③植物園の前面から工事車両の動線を導くことが可能であり、本館・分館利用者への影響は少ない。また、別館A・B棟の前面に資材等の管理スペース設置が可能
В	3	12	①駐車場の一部、屋外コート、植物園、別館 A棟の一部を取り壊す必要がある。 ②敷地内中央に位置するため残地の有効活用 が困難 ③候補地Aと同様
С	2	13	①稼働率の高い分館及び駐車場の大部分を取り壊す必要がある。 ②候補地Aと同様 ③工事車両の動線上に障害児通園施設の園庭が重なっており、工事場所が本館の前面であり安全確保が困難



「候補地A」が新施設の建設位置として最適

※但し、工事期間中、緑地や公園等の公共的空間が減るため、敷地内で現資源の一部を活かしたり、別の方法で確保する検討は必要。

② 施設内の配置イメージ

【留意点】

建築可能な敷地面積に限りがあるため、1階には最低限必要な施設を配置



【1階に必須の施設】

- ① 管理室(来館者対応、館全体の管理に必要)
- ② 障害児総合通園施設(障害児への配慮、屋外園庭の利用等の観点)
- ③ 大規模災害発生時、福祉避難所の役割も果たせる施設

【2階以上に設置可能な施設】

- ① 総合相談に対応可能な施設(地域包括支援センターなど)
- ② 情報提供・発信可能なスペース(図書・資料等が閲覧できるスペース)
- ③ 健康増進、機能回復・維持を図る施設(体育館、訓練室、医務室など)
- ④ 交流・集会が可能な施設(集会室、教養娯楽室など)
- ⑤ 人材育成、学習が可能な施設(研修室など)
- ⑥ 市民活動推進の施設(市民活動サポートセンター・ボランティアセンター)
- ⑦ 権利擁護推進の施設(権利擁護センター)
- ⑧ 防災拠点として必要な施設(災害ボランティアセンター、備蓄物資倉庫)
- ⑨ 地域福祉を推進する施設(社会福祉協議会)

(4) 構造方式の検討

耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震計画基準」によるとⅠ類からⅢ類まであり、次のように定められています。重要度係数は、建築基準法で定められた必要保有耐力に乗じる割増係数となっています。これは、建築物に作用する地震力を割り増すことにより、大地震動に対しては、一般建築よりも生じる損傷の程度を軽減し、さらに大きな大地震に対しても安全性を確保することを目的としています。

(仮称)新福祉総合センターは、公共の福祉施設であることから、民間の一般建築物よりも耐震安全性に優れている事が望ましく、かつ、福祉避難所の設置を予定していることから、Ⅱ類の1.25以上の重要度係数を採用することが適切と考えます。

また、建築非構造部材はA類、建築設備は乙類が適切と考えます。

■耐震安全性の目標

	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。重要度係数は1.5
構造体の大地震に 対する耐震安全性 の目標	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を 使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能 確保が図られている。重要度係数は1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。重要度係数は1.0
建築非構造部材の大地震に対する耐	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑 な実施、または危険物の管理の上で、支障となる建築非構 造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命 の安全確保と二次災害の防止が図られている。
震安全性の目標	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震 に対する耐震安全	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
性の目標	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

■耐震安全性の目標

		耐急	実安全性の	目標
施設の用途	対象施設	構造体	建築非構 造部材	建築設備
災害対策の指揮、 情報伝達のための 施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防 災対策強化地域にある指定地方行政 機関入居施設	Ⅰ類	A類	甲類
. 他 表	指定地方行政機関のうち、上記以外の もの及びこれに準ずる機能を有する 機関入居施設	Ⅱ類		
災者の救助、緊急 医療活動等のため	病院関係機関のうち、災害時に拠点と して機能すべき施設	I 類	A類	甲類
の施設	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置 づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計 画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵また	放射性物質または病原菌を取り扱う 施設、これらに関する試験研究施設	I類	∧ ¥ ठ	 *
は使用する施設	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う 施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	· A類	甲類
多数のものが利用 する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施 設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官庁施設(上記以外のすべての官 庁施設)	Ⅲ類	B類	乙類

構造種別は、鉄筋コンクリート造、PC造など、様々な工法がありますが、上述した耐震安全性の目標を達成できる構造であることを基本に、形態の自由度、遮音性能、耐久性、経済性などを考慮します。また、体育館、駐車場など諸室の規模等も踏まえ、近年の耐震性を備える構造材や技術等の導入など、最適な構造を検討します。

5 今後の予定

基本計画策定後、基本設計・実施設計・建設工事を行い、平成28年度の竣工を予定します。なお、設計及び建設は、可能な限り、利用者・地元関係者等のご意見を聞き進める予定です。

資料編

1 福祉総合センターに対する市民要望等

(1) 平成24年度以前の要望や意見

福祉総合センターの整備等について、平成24年度以前の要望や意見は次のとおりです。

○整備について

- ●建物の老朽化が進み、雨漏りし、天井や壁に亀裂が入るなど危険であり、早く何とかしてほしい。
- ●老朽化している福祉センターが避難所であることが不安である。

○整備の場所について

●整備は、現在ある場所での整備で進めること。建設に際しては、計画・設計段階から障害者団体、高齢者団体、現在使用している各種団体、市民の要求・意見を反映させること。

○建物の機能について

- ●療育センターを設立し、その中にリハビリ施設、ショートステイ、デイサービスができる施設をつくること。
- ●総合通園センターへの建替えについては、現在のパピースクールといながわ療育園の療育がより充実するように検討を進めること。現在の建物は老朽化が進んでおり耐震補強もなされていないことから、一刻も早く、子ども達が安心して療育を受けられるように総合通園センターの建設を進めること。
- ●現在の療育内容をすべて維持すること。
- ●通園児全員が必要な時に必要な訓練を必要なだけ受けられるようにすること。
- ●聴覚障害者の福祉施策、手話通訳者の活動を充実させるため、現在の場所に整備し、そこには聴覚障害者のための視覚による情報保障ができるように設備と場所を確保すること。
- 視覚障害者の福祉施策充実のために、障害者計画の中に盛り込まれているように、視覚 障害者の拠点となるようなセンターを福祉センターの整備にあたって作ること。
- ●福祉避難所としての機能がほしい。

○建物の構造・設備について

- ●誰もが安心して使える安全、環境に配慮した建物にすること。
- ●現在と同じように一階で鍵をかけず、すぐに園庭に出ることができ、塀、柵のない開放 的な空間での保育環境を確保すること。施設内に関しては、障害の特性を配慮した上で 必要な段差を設けること。
- ●保育室の面積は現状以上にすること。
- ●リトミック(リズム)ができる体操室、園庭、広場(グラウンド)、公園を確保すること。
- ●自園直営方式での対応が可能な給食室を確保すること。
- ●父母待機室を確保すること。
- ●誰もが安心して使える安全な設備にすること。また、環境にも配慮したものにすること。

○駐車場・駐輪場について

●多くの人が利用できるように、駐車場・駐輪場は十分なスペースを確保すること。

○運営について

●使用方法や借用申し込みの方法等、福祉総合センターの運営に関しては、利用者の意見が尊重されるシステムを導入すること。

〇部屋の使用料について

●部屋の使用料については、現在同様無料とすること。

〇公園・建物の管理について

- ●センター公園の管理改善について、公園をいつでも安心して遊べる状態にすること。
- ●子どもたちが安心して遊べるように害虫駆除を必要に応じ実施すること。

○検討会の設置等、利用者の意見の反映機会について

- ●基本的機能について、新福祉総合センター構想案で示されている、障害者に関係する機能の検討にあたっては、障害当事者団体が参加する検討会を設置すること。
- ●新福祉総合センター構想案で示されている「総合的な通園療育機能」の検討にあたって は、利用当事者であるパピースクール父母会、いながわ療育園父母の会、岸障連からの 代表が参加する検討会を設置すること。
- ●施設建設にあたっては、計画段階から現場の職員や保護者の意見が反映されるようにすること。

〇その他

- ●建替え工事中も子どもたちが変わらず療育を受けられるよう仮園舎を確保すること。
- ●建替えの際には就労保障やきょうだい支援につながるような体制を考慮すること。
- ●理学療法業務 (PT)、作業療法業務 (OT)、言語聴覚訓練業務 (ST) を行っている施設をわかりやすく明確にすること。(料金、日時等)

(2) 平成25年度団体調査における要望や意見

平成25年5月に実施した「福祉総合センター整備に関する団体調査」からは、次ページ以降のような要望や意見がありました。

また、設備(トイレ、廊下、階段、エレベーター、出入口、駐車場等に関しては、それぞれ項目別に整理して記載します。

なお、団体に対するアンケートの配布・回収状況は次のとおりです。

■団体アンケート調査の配布・回収状況

対象団体	配布数	回収数	回収率
福祉総合センター利用者団体	96	79	82.3%
各校区老人クラブ連合会	23	23	100.0%
障害者関係団体	5	5	100.0%
サンアビリティーズ利用団体	9	9	100.0%
いながわ療育園及びパピースクール 利用保護者	118	70	59.3%

■福祉総合センターに関しての分野別要望件数及び主な内容

【良い点、継続すべき点】

分野・主な内容	件数
施設・駐車場の使用料が無料なこと	42件
●施設の利用者負担がない点。	
◆大小様々な部屋を無料で借りられることを継続してほしい。◆駐車料が無料な点。	
施設の機能や活動拠点として	29件
●障害者団体の活動拠点としての機能の継続。	
●障害児の早期療育の場としての機能の継続。●ボランティアセンター・社協は市民にとって大切な存在。ボランティアセンターの存続を。	
● 障害者や引きこもりの方が、気軽に立ち寄れる「居場所」として使える機能の継続。	
●ゲートボールができる。	
駅から近く交通の利便性が良い	26件
●駅近くで便利が良い。	
● 障害者にとっては、移動に大きな困難を伴うため、市内の交通の要所である 現在の場所に必ず建替えてほしい。	
●駅近のため、建物を整理していけば、市民広場として最適な場所。避難場所としても最適。	
職員の対応が良い	16件
●親切で話しやすい、相談しやすい。 ●部屋を借りる時、笑顔で対応してくれるところ。	
立地/緑の環境、安全性	13件
●公園や樹木など緑が多い。	
●環境が良いところ。●安全。	
■ ▼	12件
□屋、建物に関して ●大小様々な部屋があり、目的別活用がしやすい。	121+
● 室数が多く、希望どおりでなくても代替室がある。	
●メンタルヘルスの部屋も継続してほしい。	
設備に関して	12件
●ボランティアセンター内に、各ボランティア団体用のロッカーがある。	
● ボランティアセンター内に、各ボランティア団体がカードで利用できる複写機がある。	
機がある。●ロッカーを貸して頂けるので、備品の一部やサークルの持ち物などの一部が	
保管できる。	
●お茶の用意がされていて、ありがたい。●各部屋の緊急灯があり、安心感が持てる。継続を。	
運営に関して	11件
●使用日時を電話で予約できること。	
● 日曜日の夜も利用できる。 ● 利用について、相談のよう系動に対応	
● 利用について、相談の上、柔軟に対応。 その他	4件
- ての他 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4 1+
● 共同作業別への地設の除草作業や日常角帯の五共光圧。● 現状のままで良い。	
······································	

【悪い点、改善すべき点】

分野・主な内容	件数
運営/部屋の利用・予約・スケジュール管理等	39件
●毎月の利用申込みに朝から並ぶことは困難なため、改善を。	
●インターネット方式による予約を導入してほしい。	
● 予約期間について、障害者団体は3か月前にしてほしい。	
●予約期間を1か月前から3か月前にしてほしい。	
●登録団体の施設利用予約を1年先までとれるようにしてほしい。●コピー代金を10円から5円に。	
● 一部の人たちに独占されることのないような室づくり、時間づくり。多くの	
人が利用できるように。	
部屋の種類・数・内容等	31件
●大会議室を分割利用可能な構造にしてほしい。	
● 会議室や教室が少ないので増やしてほしい。 ● 教室 - 大会議院 - 大会院 -	
◆教室、大会議室、中会議室といった広く使える多目的室がほしい。◆多目的な中ホールがあればいい。	
● 食堂や炊事設備の整った会食が可能な部屋を複数配置できれば。	
●調理実習室をつくってほしい。	
●室内体育館(大・小)の配備。	
●暗室(暗幕を含む)がほしい。	
●パソコン教室ができる部屋をつくってほしい。	
全体的な事、建物について	28件
●老朽化している。	
●屋内が総体的に暗い。●バリアフリーになっていない。障害者や高齢者に配慮した一層のバリアフリー	
● バリアノリーになっていない。 障害者 (V向師者に飢憊) に一層のバリアノリーの向上。	
●もっと自然を増やしてほしい。	
●館そのものの案内板などが少なく、初めてだとわかりにくい。	
施設の機能や活動拠点として	22件
●ボランティア活動、市民活動、地域の活動が発展する拠点に。	
●福祉センターとして、医療や看護、相談の窓口としての力が備わっていない。	
● 障害者雇用につながる店や作業所の製品の販売店などの導入。 ● パピースクールといながり嘘ぎ思の終金を活躍表明の構築となるとうに	
●パピースクールといながわ療育園の統合を近隣市町の模範となるように。●スポーツ活動などに使える広場の拡張。	
◆ ケハ・フ	
介護予防・健康づくり体操教室ができる広場の設置。	
● 福祉避難所として十分な機能を備えてほしい。	
● 障害者のための歯科診療所や装具診察機能、リハビリテーション機能など、 原告と短さればま#できる####を表現しては、	
医療と福祉が連携できる機能を備えてほしい。	4 ht
職員の対応	4件
●職員により対応が違う。一部利用者への優遇。	
●現状のままで良い。	

■いながわ療育園に関しての分野別要望件数及び主な内容

【良い点、継続すべき点】

分野・主な内容	件数
対応、運営	17件
免先生とのコミュニケーションも多く、色々と勉強になる。子どもたちをしっかりと見てくれており、1人1人の特色を把握してくれている。給食を柔軟に対応してくれる。	
● おもちゃの消毒が決められているのはいい。● 送迎バスがある。	
●用途に合わせて色々な遊具やおもちゃがある。楽しんでリハビリに取り組める。	
●保育とリハビリが併設されているので、保育についてなど相談できる。●安価に利用できる。●給食、おやつが手作り。	
立地環境、設備	11件
● 公園が隣にある。遊んでいる子と交流できる。明るくて良い。	
●家から近い。 ● 平屋なので階段がない所。	
● 入口から施設まで距離もあまりないので、移動が便利。	
●スロープがあり、車いすの移動がしやすい。	
●施設の横が駐車場なので良い。●玄関に最近できた柔らかい素材でできたコーナーは、お座りができない子どもを寝させたり、立位が不安定な子どもを遊ばせたりするのにとても良く、安心して会計ができる。	

【悪い点、改善すべき点(設備は除く)】

分野・主な内容	件数
全体的な事、建物について	10件
●公共交通を利用しにくい立地。	
●老朽化している。地震時の対応が不安。	
●保育の出入口が狭い。	
● プロンボード(立位支援具)などを置く場所がない。	
運営、指導について	9件
●親子通園期間が長い。	
●一人ひとりのカリキュラムをもっと明確にしてほしい。	
●人材の充実・・・リハビリの先生、セラピスト。	
●予約が取りにくい。	
● 父親にも子どもの成長を見せたいので、土日、あるいは祝日、夜間にリハビリ、 保育をしてほしい(年に数回でいいので)。	
機能、部屋について	6件
●痙攣など緊急対応ができるように看護師はいるのに、設備が整っていないの	
でもったいない。	
● リハビリが狭い。	
●気が散ってリハに集中できない時に、個別に訓練できる部屋がない所。	
●歩く、歩かないと分けられている保育…制限のある設備、施設の広さ、おか	
しいと思う。 障害のある子どもたちみんなが、 のびのびと保育を受ける事ができる施設の建設を望む。	

■パピースクールに関しての分野別要望件数及び主な内容

【良い点、継続すべき点】

分野・主な内容	件数
立地環境	21件
● 園庭の他に、福祉総合センター内に公園、木立ちがある。	
●駅に近い。電車を利用して散歩に行ける。	
●公園や買物などにも行きやすい。	
運営、指導	18件
●自園直営方式での給食がある。継続を。	
●利用料(給食費、雑費のみ)が安い。継続を。	
●基本的な事を大事に教えていただき、当たり前の事を障害があっても当たり	
前にしてくれる。	
● 母子分離だけでなく、母子保育の時間もある所。	
●子どもの発達に応じたクラスがある。	
●集団生活ができる。	
●現療育水準の維持。正職員体制。	
開放的な施設	12件
●施設(教室)の扉や鍵を閉めず、開放的な所がいい。	
●自由に外へも出られる環境はすばらしく、今後もこの状態になるようにして	
ほしい。	
部屋、機能	12件
●保護者の待機室がある。同じような悩みを持つ親と話ができる。	
●訓練室がある。維持してほしい。	
● 十分な広さがある園庭。今のまま維持してほしい。	
●リズム室がある。	

【悪い点、改善すべき点 (設備は除く)】

分野・主な内容	件数
設備、管理について	13件
蚊が多いので何とかしてほしい、網戸を取り付けてほしい。園庭をもう少し広く。自転車を自由に乗れるように。駐車場が狭い。	
駐車場との位置関係について	13件
● 子どもが出てくる出入口の前を車が通るので、危ない。 駐車場から離してほしい、	
● 高齢者も周りに多く、以前もパピーの玄関先でアクセルとブレーキの踏み間 違えの事故があった。何か改善してほしい。	
運営、指導について	4件
●先生の数が不足。	
● 預かりや延長保育がない。● お迎えの時間が小学生の帰宅時間と重なるので、延長保育があったらいい。	
部屋について	
●2~4歳児の部屋と5歳児の部屋が離れている。●部屋の数が少ない。グループごとに部屋があるといい。●リズムをするための訓練室を広くとってほしい。	

① トイレに対する要望

■トイレに対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	48件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	11件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	13件

主な意見

- 洋式トイレを増やして
- 和式も併設してほしい
- 障害者用トイレ、車いすの使用可能、オストメイト
- 多機能トイレ
- おむつ交換ベッド付き
- 成人にも対応できる介助台
- 十分なスペースの確保
- ドアは外開き
- 手洗いは自動の水道

いながわ療育園・パピースクール利用保護者 70人	51件	
主な意見		
● 洋式トイレ		
● 和式トイレ		
● 子ども用便器を増やして		
● おむつ交換台、体が大きくてもおむつ交換できるスペース		
● 障害者用トイレ、車いすでスムーズに出入りできるスペース		
● 女子トイレに子ども用男子トイレ		
● 赤ちゃん連れ用		
● 手洗い場を低く、個数を増やす		

② 廊下に対する要望

■廊下に対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	36件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	8件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	10件

主な意見

- 車いすが双方向に行き来できる広さ(130cm以上)
- 手すりを付ける
- 滑らないように、滑りにくい床材
- 段差をなくす
- 非常時用ライト
- 緊急時の警報+フラッシュライトの点滅

いながわ療育園・パピースクール利用保護者	70人	35件
主な意見		
● 車いすが行き交える● 雨の日でも滑りにくいように● モオルをはける		
● 手すりを付ける● 段差をなくす● 必要な段差を付けてほしい		

③ 階段に対する要望

■階段に対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	35件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	13件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	11件
主な意見		
● 手すりを付ける、両側に付ける、高いバーと低いバー ● 高齢者も暑りやすいように		

- 勾配を緩やかに
- 広く

いながわ療育園・パピースクール利用保護者 70人	42件
主な意見	
● 一段の高さを低めに● 段を広く● 手すりを付ける。子ども用の手すりを● 滑り止めを付ける	

④ エレベーターに対する要望

■エレベーターに対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	27件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	10件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	10件

主な意見

- 設置してほしい。
- 2基
- 車いす2台が乗れるように
- 広く、ストレッチャーが入るサイズ
- 視覚障害者用音声誘導施設等障害者仕様

いながわ療育園・パピースクール利用保護者 70人	35件
主な意見	
●出入口を広く●車いすでも乗れる十分なスペース、車いすが2台以上● 2基以上●子どもたちが見えにくい場所に造ってほしい●子どもたちが気にならないような工夫を	

⑤ 出入口に対する要望

■出入口に対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	27件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	9件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	7件
主な意見		
 ● 自動扉に ● 間口を広く ● 防災のために2~3か所 ● 屋根を広くかけて車いす専用駐車場とつなぐ ● 視覚障害者用音声誘導施設 		

いながわ療育園・パピースクール利用保護者	70人	45件
主な意見		
● 自動ドアがほしい		
● 自動ドアはなくしてほしい		
● 車いすのまま出入りできるように		
●間□は広く		
● 各教室は引き戸に		
● 福祉センターとは別の専用の出入口を		
● 車の通る所から少し離れているほうがよい		

⑥ 駐車場に対する要望

■駐車場に対する要望(団体等アンケート調査から)

福祉総合センター利用団体等	79団体	42件
老人クラブ連合会傘下団体	23団体	13件
サンアビリティーズ等利用団体	14団体	9件

主な意見

- 台数を増やす
- 駐車場に屋根を、建物の近くまで屋根付き
- 1台分のスペースを広く
- 車いすの乗り降りが可能な専用駐車場がほしい
- ●出入りのしやすいルート

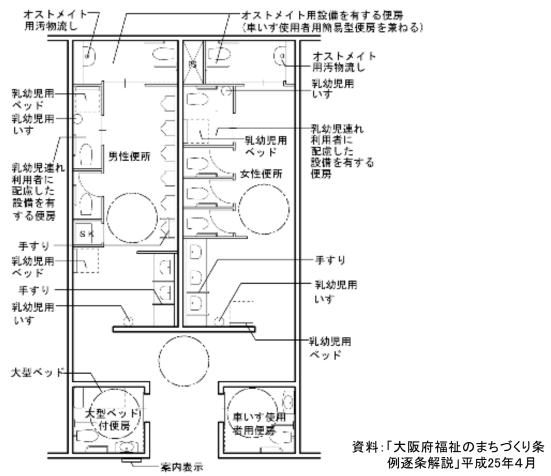
いながわ療育園・パピースクール利用保護者 70人	49件
主な意見	
●財事分数なタイーな国用の人数分は確保してほしい	

- 駐車台数を多く、在園児の人数分は確保してほしい
- 広く
- 立体駐車場はやめてほしい、平面の駐車場希望(子どもを見失わないために)
- 通園専用の駐車場がほしい
- 1つ1つのスペースを広く
- 身障者用の駐車場を増やして
- 雨天時に入口まで濡れないようにしてほしい

2 設備に関する大阪府福祉のまちづくり条例等資料

① トイレに関して

● 便所・洗面所の例 1

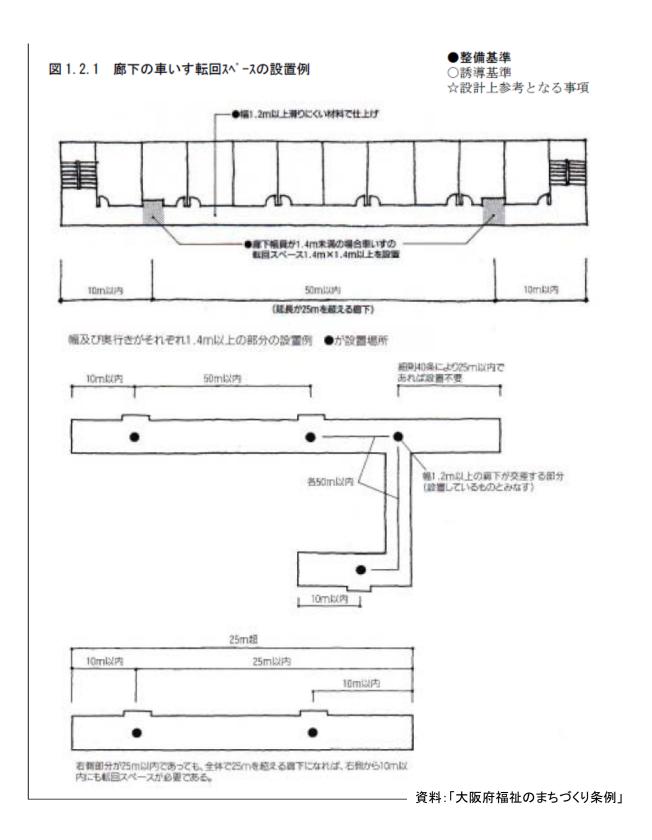


② 廊下に関して

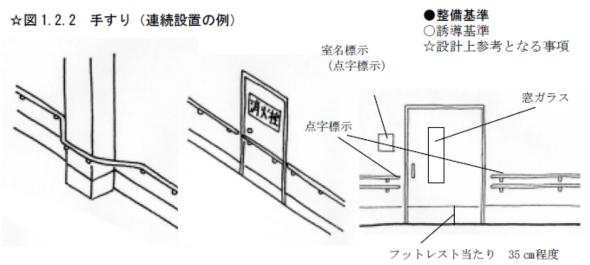
手すりを設け、視覚障害の人が部屋の入口がわかるような印(切り込み等)



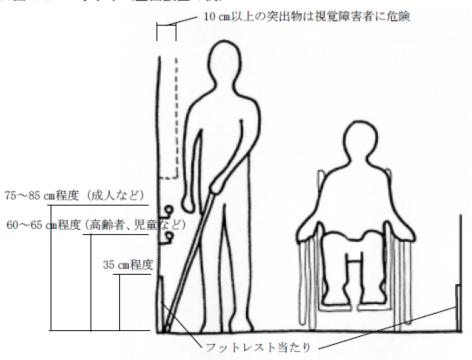
資料:筑波技術大学



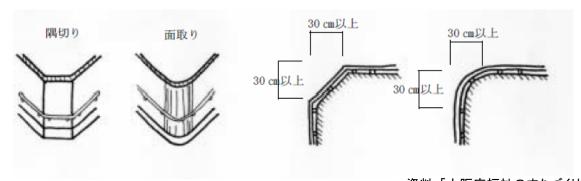
-54-



☆図1.2.3 手すり(壁面設置の例)

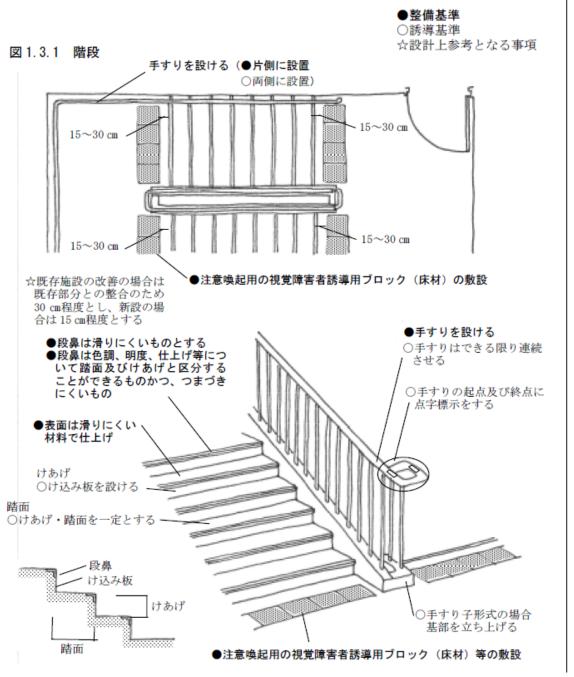


☆図 1.2.4 側壁・曲がり角の隅切り



資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

③ 階段に関して



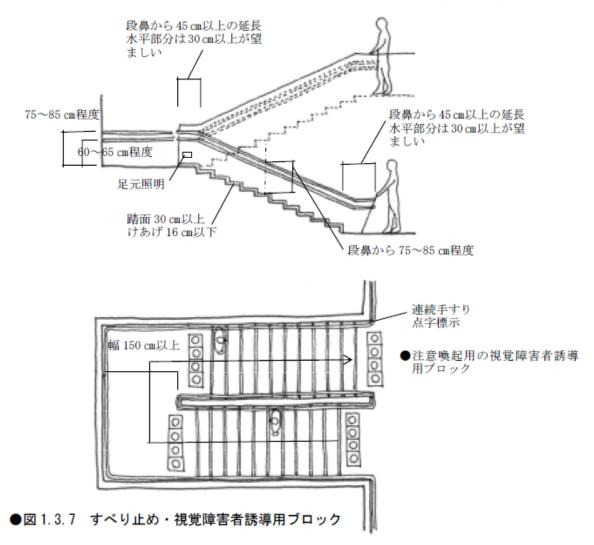
資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

●整備基準

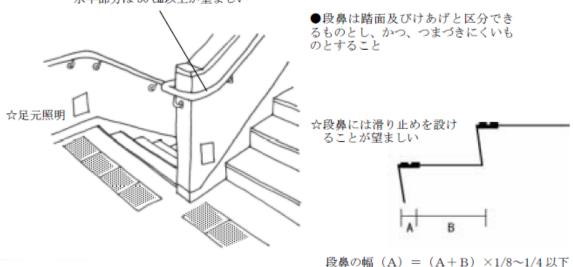
○誘導基準

☆設計上参考となる事項

☆図 1.3.6 望ましい階段の寸法



水平部分は30 cm以上が望ましい



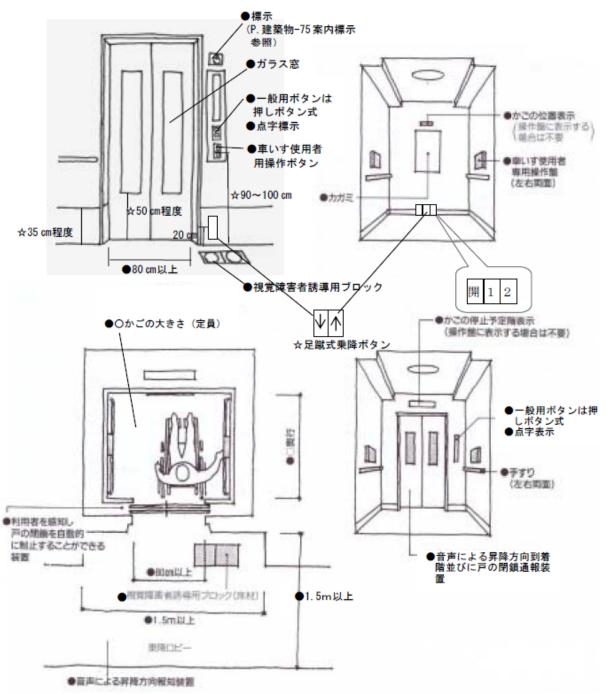
資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

④ エレベーターに関して

図 1.4.1 エレベーター

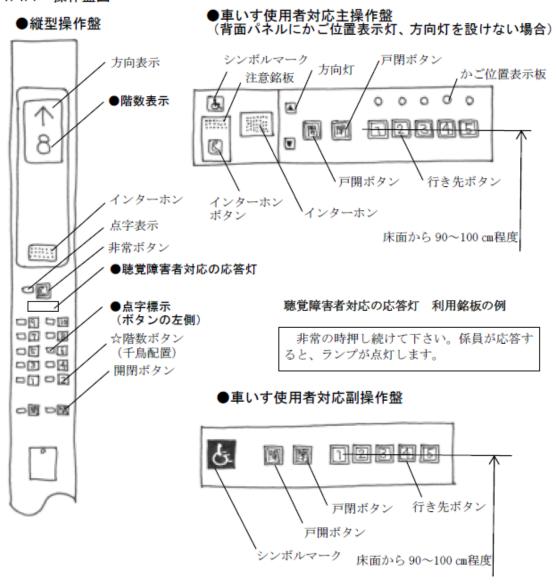
●整備基準

○誘導基準☆設計上参考となる事項



資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

☆図 1.4.7 操作盤図



資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

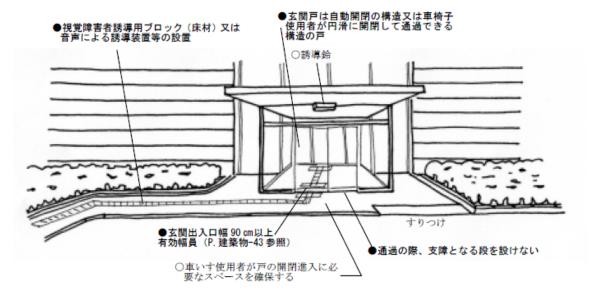
⑤ 出入口に関して

●整備基準

○誘導基準

☆設計上参考となる事項

図 1.1.7 玄関(外部)



資料:「大阪府福祉のまちづくり条例」

3 計画策定の経過

① 岸和田市社会福祉審議会及び作業部会の開催

年月日	項目	概要
平成25年 6月11日(火)	第1回 岸和田市社会福祉審議会	【議事】 (1) 社会福祉審議会の目的について (2) 会長の選出について (3) 副会長の選出について (4) (仮称) 新福祉総合センター建替えに ついて (5) 基本計画策定に向けて (6) その他
7月25日(木)	岸和田市社会福祉審議会 第1回作業部会	【議事】 (1) スケジュール (2) 各団体ヒアリング、アンケート調査 について (3) 建替えの基本方針(理念、機能) (4) その他
8月29日(木)	岸和田市社会福祉審議会 第2回作業部会	【議事】 (1) 第2回庁内作業部会の内容について (2) 基本計画の「理念」「機能」(案)に ついて (3) 機能から見た役割別事業内容(案) について (4) その他
9月26日(木)	岸和田市社会福祉審議会 第3回作業部会	【議事】 (1) 基本計画素案(前半部分)について (2) 今後のスケジュールについて (3) その他
10月24日(木)	岸和田市社会福祉審議会 第4回作業部会	【議事】 (1) 計画素案(全般)について (2) その他
平成26年 2月13日(木)	第2回 岸和田市社会福祉審議会	【議事】(1) 新福祉総合センター基本計画(案) について(2) 今後のスケジュールについて(3) その他
3月27日(木)	第3回 岸和田市社会福祉審議会	【議事】 (1) 新福祉総合センター基本計画について(諮問) (2) 今後のスケジュールについて (3) その他

② 庁内会議等の開催

年月日	項目	概要
7月17日(水)	福祉総合センター建替え第1回庁 内作業部会	【議事】(1) スケジュール(2) 各団体ヒアリング、アンケート調査について(3) 建替えの基本方針(理念、機能)(4) その他
8月19日 (月)	福祉総合センター建替え第2回庁内作業部会	【議事】 (1) 第1回社会福祉審議会作業 部会の内容について (2) 建替え基本計画の「理念」 「機能」(案) について (3) 機能から見た役割別の事業 内容(案) について (4) その他
9月18日 (水)	福祉総合センター建替え第3回庁内作業部会	(議事) (1) 第2回社会福祉審議会作業 部会の内容について (2) 基本計画素案(前半部分) について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
10月17日(木)	福祉総合センター建替え第4回庁内作業部会	【議事】 (1) 第3回社会福祉審議会作業 部会の内容について (2) 建替え基本計画の素案(前 半部分)の修正等について (3) 建替え基本計画の素案(後 半部分)について (4) その他
11月18日 (月)	福祉総合センター建替え第5回庁内作業部会	【議事】 (1) 計画素案について (2) その他

[※] その他、利用者団体・地元関係者等への説明会等も随時行い、庁内においても、関係 各課と適宜、調整会議等を行いました。

岸和田市立新福祉総合センター基本計画

平成 26 年 3 月発行

発 行:岸和田市

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号 TEL 072(423)9467 FAX 072(431)0580

編 集:岸和田市 保健福祉部 福祉政策課